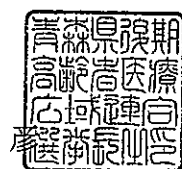


青森県後期高齢者医療広域連合告示第1号

青森県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第8条第2項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を次のとおり行うので、青森県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則（平成19年青森県後期高齢者医療広域連合規則第1号）第3条の規定により告示する。

平成30年1月10日

青森県後期高齢者医療  
広域連合議会議員選挙  
選挙長 工藤 壽



1 選挙する議員の区分及び人数

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) 規約第7条第2項第1号に規定する市長区分    | 1人 |
| (2) 規約第7条第2項第2号に規定する町村長区分   | 1人 |
| (3) 規約第7条第2項第3号に規定する市議会議員区分 | 1人 |

2 候補者の届出の受付期間

平成30年1月31日（水）から平成30年2月6日（火）まで

3 候補者の届出の受付場所

青森市新町二丁目4番1号

青森県後期高齢者医療広域連合の事務所

4 投票期間

平成30年2月23日（金）から平成30年3月23日（金）まで

5 その他

候補者の届出の受付は、広域連合の休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。